

令和7年第2回定例会

(1日目) (塗抹処理あり 議会事務局対応)

津別町議会議録

令和7年第2回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 7年 3月 6日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 7年 3月 11日 午前 10時 00分

延会日時 令和 7年 3月 11日 午後 2時 4分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	近野幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	伊藤泰広	○	生涯学習課長	石川波江	○
総務課長	森井研児	○	生涯学習課長補佐	谷口正樹	○
防災危機管理室長	中橋正典	○	農業委員会事務局長	石川勝己	○
住民企画課長	加藤端陽	○	選挙管理委員会事務局長	森井研児	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	斎藤尚幸	○
住民企画課長補佐	小西美和子	○			
保健福祉課長	仁部真由美	○			
保健福祉課長補佐	兼平昌明	○			
保健福祉課主幹	向平亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾美佐	○			
産業振興課長	石川勝己	○			
産業振興課長補佐	渡辺新	○			
建設課長	迫田久	○			
建設課長補佐	土田直美	○			
会計管理者	丸尾達也	○			
総務課庶務係長	坂井隆介	○			
住民企画課財政係長	宮田望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	斎藤尚幸	○	事務局	安瀬貴子	○
総務係長	寺田好	○			

会議に付した事件

日程	区分	番号	件名	顛末
1			会議録署名議員の指名	1番 巴 光政 2番 篠原眞稚子
2			会期の決定	自 3月 11 日 16 日間 至 3月 26 日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	2	津別町教育委員会教育長の任命について	
8	〃	3	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
9	発議	3	津別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	議案	1	津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	2	津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	3	津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
13	〃	4	津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	5	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
15	議案	6	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	7	津別町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	8	津別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	9	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
19	〃	10	津別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
20	〃	11	津別町農業新規参入者誘致条例の一部を改正する条例の制定について	
21	〃	12	津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について	
22	〃	13	津別町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
23	〃	14	財産の無償貸与について（旧本岐小学校校舎棟）	
24	〃	15	令和6年度津別町一般会計補正予算（第10号）について	
25	〃	16	令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
26	〃	17	令和6年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
27	〃	18	令和6年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	
28	〃	19	令和6年度津別町下水道事業会計補正予算（第3号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
29	議案	20	令和7年度津別町一般会計予算について	
30	〃	21	令和7年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
31	〃	22	令和7年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
32	〃	23	令和7年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
33	〃	24	令和7年度津別町簡易水道事業会計予算について	
34	〃	25	令和7年度津別町下水道事業会計予算について	
35	報告	2	例月出納検査の報告について(令和6年度11月分、12月分、1月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより、令和 7 年第 2 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

1 番 巴 光政君 2 番 篠原 真稚子さん

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） [登壇] ただいま上程されました、会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告します。

3 月 7 日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。

本定例会における議案の件数は、同意案 2 件、発議案 1 件、条例案 13 件、単行議案 1 件、補正予算案 5 件、新年度予算案 6 件、報告 1 件、計 29 件の内容であります、これに要する会期について、当委員会で検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおり、第 2 回定例会の会期は 3 月 11 日から 3 月 26 日までの 16 日間と定めま

した。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力を申し上げ、委員会としての報告とします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から3月26日までの16日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの16日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斎藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針を行います。

町長から、町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕おはようございます。

それでは、令和7年度の町政方針を述べさせていただきます。

1 はじめに

本日ここに令和7年度予算のご審議をいただく、第2回津別町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

基本的姿勢といたしまして、「第6次総合計画」が描く、未来の町の姿に到達できるよう着実に町政を推進することとし、前回の町長選挙で掲げさせていただきました四つの公約の実現に向け、一つ一つなすべきことをなしてまいる所存であります。

2 公約の推進

公約の一つ目の「町民の皆さんと協働のまちづくり」についてですが、「まちづくり基本条例」制定に向けた仕上げの年度となります。自治体の最高規範として活きた条例とするべく、策定委員会での議論を深め、町民との懇談の場を設けながら、令和8年度の施行を目指してまいります。

二つ目の「少子化・高齢化社会のまちづくり」についてですが、まずは少子化対策として、学校給食費1食200円の定額化と第3子からの学校給食費無償化について3年度目になります。全員無償化に向け、ふるさと納税の増額に向けて事業強化を進めてまいります。また、子どもたちの遊び場である公園における遊具の整備について、庁内プロジェクトチームによる全体計画を策定し、具体的な案を示していきたいと考えています。さらに、障がい者の働く場の確保として公的施設の清掃業務、花の管理委託から、さらに拡大する検討を進めてまいります。

三つ目の「地域経済活性化のまちづくり」についてですが、移住定住の促進や農家戸数の確保のため、引き続き起業等振興促進事業、農業新規参入者誘致事業を推進するとともに、町営住宅の見直し等の住居の確保に向けた事業を行ってまいります。また、観光施策として上里地区の一部を阿寒摩周国立公園への編入を目指すとともに、

エコツーリズムの推進を行ってまいります。ふるさと納税に関しましては、目標とする額に到達できておりませんが、これまでの取り組み体制の見直しを図り、事業者との連携を密にしながら、効果的なPRや返礼品の拡大と確保を進め、寄附額の大幅な向上を目指してまいります。さらに新たな取り組みといたしまして、サツドラホールディングスが東京で展開する、北海道と首都圏をつなぐハブとなる施設「EZOHUB TOKYO」へ職員を送り込み、津別町の持てる資源を首都圏の企業等にプロモーションし、企業との関係構築を進める事業を展開してまいります。本取り組みにより、企業との交流や誘致、人材交流、企業版ふるさと納税など、町の困りごと解決を目指してまいります。

四つ目の「中心市街地活性化のまちづくり」についてですが、コミュニティゾーンの整備が終了したことから、指定管理者を中心に運営協議会を立ち上げて、施設全体の有効活用を進めてまいります。まちなか再生事業基本計画の推進につきましては、持続可能な住み良い町を目指し、住民の皆さまと知恵を出し合い、計画の見直しも含めた歩みを着実に進めてまいります。

3 地域振興

人づくりの推進につきましては、人づくり・まちづくり活動支援事業により、引き続き町民および団体の自主的活動を支援してまいります。また、北海道大学公共政策大学院の学生を中心とした課外活動団体HALCCと津別高校との高大連携事業および大学生らの独自の取り組みに対し、引き続き伴走支援をしながら人材育成を行ってまいります。

花のまちの推進につきましては、町民や来町者への快適な生活環境や豊かな景観を生み出すためにも、花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会等と連携し、花のある街並みを形成してまいります。

指定管理制度により運営している各施設のうち「ランプの宿森つべつ」は、新型コロナウィルス感染症の影響が減少するに従い、消費人口は増加している状況にあります。資源高や為替市場の円安等に伴う物価高などの影響が続く中、運営継続とインバウンド観光客を含めた利用拡大が図られるよう支援を行ってまいります。また、体

験交流施設は、本年4月より指定管理者の変更に伴う休業になりますが、6月オープンを目指して準備が進められており、新たな名称と魅力ある新コンセプトによる集客拡大に期待するところであります。ネイチャーセンターにつきましては、隣接する「ランプの宿森つべつ」と連携したアクティビティの充実による魅力づくりへの支援とともに、インバウンド需要の回復と国内需要の掘り起こしのためのPRを行ってまいります。

観光行政全般といたしましては、町内に点在する観光スポットのさらなる知名度向上と、施設の新たな活用方法の検討に加え、エコツーリズム事業の推進とともに、魅力ある施設の活用方法を準備してまいります。また、観光協会に対しましては、各種イベントなどでの主体性の発揮と新たな観光振興策の展開を図るため、運営基盤の安定に向けた支援と協力をやってまいります。

また、現在町が要望している上里地区の阿寒摩周国立公園への編入を見据え、津別峠の雲海や星空、クリンソウ群生地など上里地区の自然環境の観光資源としての有効利用と保全の両立について検討してまいります。

姉妹都市の南アルプス市、友好都市の台湾彰化県二水郷、そして船橋市との交流につきましては、今後とも行政・団体・子どもたちを含む町民など、さまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。なお、二水郷中学生との相互交流事業につきましては、本年度は二水郷中学生を本町で受け入れる予定としております。本町の応援団である東京つべつ会につきましては、総会の開催による会員同士の交流と会員の実態を把握するとともに、役員の方々とも相談しながら新たな会員の拡大と運営内容の充実を図ってまいります。

移住、定住対策につきましては、津別町に興味を持つ方にとって最初の相談窓口となっている移住・定住サポートデスクの設置により、引き続き利用者に寄り添ったサポート業務ときめ細かな対応を図ってまいります。また、移住者向け総合サイト「チャレンジ・ツベツ」をはじめとする各情報サイトにおいては、欲しい情報を利用者視点に立って提供できるよう、サービスの充実に努めてまいります。また、町内企業への通勤者に対するアンケート調査を実施し、定住のための条件を探ってまいります。

北見地域定住自立圏形成協定による取り組みにつきましては、計画期間が令和9年

度まで3年間延長になった「ビジョン構想」に基づき、今後とも圏域の1市4町が連携協力し、お互いに役割分担を行いながら生活機能の確保や地域住民の利便性の向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的として、各分野においてビジョン達成に向けた具体的な取り組みを進めてまいります。

4 行政改革と機構改革

行政改革につきましては、「津別町行政改革推進計画」に基づき、今後も行政改革推進本部において各取り組みの検討、進捗管理を行いながら、地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための計画として推進してまいります。

機構改革につきましては、絶えず現制度の検証作業を行い、町民に対するよりよいサービス提供のため、組織の活性化を目指してまいります。

また、人事評価制度につきましては、面談を重視し、目標管理型の改善と充実に努め、職員間の意思疎通により連携を図り、職員みずからが能力を高めながら組織力を高め、住民の期待に応えられる職員となるよう人材育成に努めてまいります。また、職員のメンタルヘルス対策につきましても、職員間のコミュニケーションを重視し、職員に寄り添った対応を図ってまいります。

5 住民と協働のまちづくり

各単位自治会や自治会連合会において、役員をはじめ会員の皆さまが、地域におけるさまざまな課題の解決と安全安心な共同体づくりのため、積極的かつ自主的に活動されていることに対し敬意を表しますとともに、引き続き地域の活動に対し行政の各分野から支援を行ってまいります。

また、地域のコミュニティ活動への支援や経済振興の担い手である地域おこし協力隊につきましては、新たに地域活性化起業人制度を活用し、株式会社Myふなばし代表で本町とも縁の深い山崎健太朗氏とともに、新規隊員の募集、育成、支援に取り組み、地域課題の解決や町内での起業・就業の実現、さらに後継者対策や事業継承の一助となるよう取り組みを進めてまいります。

6 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、町民の皆さん、交通安全協会とともに交通安全運動を推進し、交通事故のない地域社会を目指してまいります。

防犯活動につきましては、防犯協会をはじめとした地域の方々の見守り活動により、安全で安心な地域づくりが継続されていますことから、今後とも関係機関と連携した取り組みを継続してまいります。

災害対策につきましては、小学生や中学生、自治会などを対象とした出前講座を継続的に行うとともに、昨年度は全町的な防災訓練として、小学校体育館での避難所設営訓練でテント等の組み立て方を体験し、避難所の雰囲気を体感することができましたが、今後も住民の防災意識をより一層高めるため、自治会連合会等と連携した実践的な訓練等に取り組んでまいります。また、避難行動要支援者名簿の見直しや個別避難計画の作成、「津別町地域防災計画」に関する各種マニュアル等の見直しについて、関係機関との連携強化や情報共有を図りながら「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に対応できる取り組みを推進してまいります。

7 福祉のまちづくり

令和3年度から実施しています重層的支援体制整備事業は、既存の支援機関や地域資源、ノウハウを最大限に活用することにより、介護・障がい・子ども・生活困窮の隔てなく、本人や世帯が抱える地域生活課題の解決に資する包括的な相談支援を行うこととして取り組みを継続してまいります。

令和6年度から始まっている「第9期介護保険事業計画」の基本理念である「助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ」の実現に向け取り組みを続けてまいります。特に懸案である、介護福祉人材の確保につきましては、引き続き福祉人材体験セミナーの実施や、外国人介護福祉人材育成支援協議会への参画により、各事業所の人材確保に対して協力してまいります。また、特別養護老人ホームいちいの園建て替えにつきましても、現施設の運営者である社会福祉法人恵和福祉会と綿密に協議を行い、着工に向けて着実に進められるよう支援してまいります。

地域福祉につきましては、令和7年度から「第3期津別町地域福祉計画・第6期津

別町地域福祉実践計画」が始まります。基本理念に「助け合い見守りで安心して住み続けられるまちつべつ」を掲げ、社会福祉協議会など関係機関との連携により、地域共生社会の実現に向け取り組みを推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢夫婦のみの世帯に加え、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあることから、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、引き続き、安否確認の見守りや生活支援サポート事業を含めた生活支援体制の充実強化を、社会福祉協議会等と連携し進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」の基本理念である「住み慣れた環境で安心して住み続けられる地域へ」の実現に向け、取り組みを進めてまいります。そのため、相談支援体制や権利擁護体制など、北見地域基幹相談支援センターや社会福祉協議会等と連携し、障がい者を取り巻く環境の充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、こども家庭庁の設置によりさまざまな制度や施策の充実化や変革が進められており、令和7年度からは「第3期子ども・子育て支援事業計画」が始まります。基本理念である「子どもたちがのびのび成長していく希望が持てるまちづくり」の実現に向け、さまざまな支援施策を進めるとともに、令和7年度から市町村において児童福祉および母子保健に関して包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置し、支援の充実に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、引き続き「第3次健康づくり計画」に基づき、生活習慣病の予防をはじめとする健康の保持増進に努め、健康で元気に暮らせるよう推進してまいります。

地域医療につきましては、公的医療機関の役割を担っていただいている町内唯一の医療機関である津別病院への支援を継続することで、地域医療の安定確保をするとともに、施設の老朽化に対する支援等の協議をより積極的に進めてまいります。

国民健康保険につきましては、健康づくりの観点からも、関係部署と連携を図り、重症化予防に取り組み、特定保健指導による医療給付費の縮減や医療費適正化事業とともに、特定健診の未受診者勧奨事業に取り組み、早期発見・健康づくりにより関心を持ってもらうよう引き続き努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の構成員として、効率的・効果的な取り組みを推進し、適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、高齢者一人一人が健康で生きがいを持ち、充実した豊かな生活が送れるよう「いきいき百歳体操」や「ふれあいサロン」など、主体的な介護予防活動や健康づくりを引き続き支援してまいります。また、在宅で安心して療養できる在宅サービスの確保・医療・介護の連携事業の実施、認知症になつても住み慣れた地域で暮らしていけるよう「チームオレンジ」の活動をはじめとし、支え合いの体制整備や権利擁護の取り組みなど、地域包括ケアシステムの充実を図つてまいります。今後も地域住民と協働し、支援を必要とする人を地域で見守り支え合う包括的な支援体制づくりについて、関係機関・団体と連携して進めてまいります。

8 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理につきましては、津別町環境衛生推進協議会等と連携し、町民、事業者の皆さまのご理解とご協力のもと、ごみの分別の徹底と3R運動の推進を図ることによりごみの減量化を進めるとともに、生ごみにつきましても引き続き堆肥化により再資源化を推進し、循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。

「津別町環境基本計画」につきましては、環境基本計画推進協議会において基本計画等の関連施策の進捗を検証し、SDGsの精神のもと引き続き環境に配慮したまちづくりを進めるとともに、ゼロカーボンシティの実現を図つてまいります。

9 産業の振興

日本経済全体は、一部で足踏みが見られるものの、総じて緩やかに回復している状況であり、特に旅行や各種イベントの開催等観光関連の消費が上昇してきていますが、一方において資源高や為替市場の円安等に伴う物価高、労働力の不足などにより、地域産業は大きな影響を受けています。このため各種事業者が必要とする事業継続・事業再構築に向けた支援を行つてまいります。

農業の振興につきましては、関係機関と連携を強め、農業経営体の経営体质と生産基盤の強化を図るため農業基盤整備を推進するとともに、農業経営体を支える営農支

援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営の育成および確保に努めてまいります。また、SDGsの目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進してまいります。

農業経営基盤の強化を促進する津別地区国営農地再編整備事業が令和6年度をもって完了したところですが、引き続き津別1地区道営土地改良事業により農業生産基盤の整備を行い、農地の大区画化による生産性の向上を推進するとともに、津別2地区道営土地改良事業により営農用水の導入を行い、また、農業水路等長寿命化・防災減災事業により既存農業用施設の長寿命化を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、JA、獵友会、農業者等との連携のもと、鳥獣被害防止総合対策事業を継続実施するほか、獵友会に対しましては、狩猟免許等取得支援制度補助金により担い手の確保に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、林業従事者の減少・高齢化の中で、労働条件の軽減や施業・生産コストの低減等による生産性の向上や木材の安定供給を図るため、森林所有者、森林組合および国有林等の関係者と連携してまいります。また、丸玉木材株式会社様からの寄附による丸玉木材森づくり基金を有効に活用し、地域林業の活性化に努めるとともに、森林環境譲与税を活用した事業の充実を図ってまいります。

森林バイオマス資源などの活用につきましては、「津別町モデル地域創生プラン」に基づき整備した「木質バイオマスセンター」の安定運営のため、引き続き林地未利用材等の有効活用を進めてまいります。また、既設の木質バイオマスボイラーおよび木質ペレットボイラーへ、地域の未利用資源を再生可能エネルギーとして供給し、「地域内エコシステム」の構築を進めるとともに、新たな熱供給事業の展開に向けた基本計画に基づき、脱炭素・資源循環型のまちづくりを継続して推進してまいります。

木質バイオマス熱供給施設の建設については、達美地区に移転を計画している特別養護老人ホームや周辺老人福祉施設の運営者と供給する熱利用の可能性と供給方法について協議し、施設の設計業務を進めてまいります。

町民の財産である町有林の管理につきましては、「第15次森林施業計画」を基本に、森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高

度発揮や将来の財産形成と地域材の安定供給に努めてまいります。

また、町有林における大気中のCO₂吸収量をJ-クレジット制度に基づきクレジットを創出・販売することで、その収入を町有林の管理をはじめ、町の林業・林産業施策の推進に還元し、経済性と公益性に配慮した持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

さらに、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」に沿って町内の私有林整備の推進、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発について、関係機関との協議を行いながら、森林環境譲与税を有効活用してまいります。

商工業の振興につきましては、商工会が取り組んでいます経営改善普及事業や各種振興対策事業、さらに経済全体の変化に対応していく支援を続けるとともに、起業等振興促進事業をはじめとする各種補助制度や融資制度により、町内企業の経営安定化と活性化、さらに起業者の支援に努めてまいります。

また、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、町内に新規に就職して居住する者が返還する奨学金に対する支援事業を継続するとともに、対象が広がったU-I-Jターン新規就業支援事業を活用した移住・定住のさらなる促進と、創業しやすい環境整備に取り組んでまいります。

10 社会資本の整備

建築施設や道路、水道や下水道など公共施設全般の管理につきましては、「津別町公共施設等総合管理計画」に基づき、優先順位をつけて老朽化した施設の取り壊しを行うとともに、照明のLED化も含めた施設の改修や更新を進めてまいります。

町道の改良工事につきましては、共和地区の町道187号線、町道188号線の改良工事を行うこととしています。

舗装補修工事につきましては、「津別町舗装修繕計画」に基づき順次進めており、本年度は、町道350号線について補助事業分の工事のほか、町道101号線の補修工事を行うこととしています。また、5年間隔で実施している路面性状調査を行い、舗装の状況を確認し、必要に応じ舗装修繕計画を見直すこととしています。

歩道の修繕工事につきましては、「津別町歩道修繕計画」に基づき、順次歩道補修を

進めており、本年度は、町道5号線のほか2路線について補修工事を行うこととし、また町道2号線につきましては、国道と道道間において歩道新設工事を行うこととして調査測量に着手し、道道側より工事を実施することとしています。

橋梁の整備につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき補修を進めており、本年度は町道330号線南郷橋の工事と町道256号線豊水橋の補修設計を行うこととし、このほか5年ごとの橋梁点検につきましては、町道201号線活汲橋ほか15橋について実施することとしています。

道道屈斜路津別線の舗装補修および道道津別陸別線の線形改良・拡幅につきましては、早期に整備が進められるよう引き続き要望してまいります。

国道240号につきましては、釧北峠登坂車線の早期完成と布川地区のわだち改修について要望してまいります。

北海道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、令和元年度より共和地区で工事が再開されており、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

住宅に関しましては、ふるさと定住促進事業による新築助成、中古住宅購入助成、住宅改修助成を引き続き実施して定住を促進するとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。また、「津別町空家等対策計画」に基づく空家対策に取り組み、加えて「津別町住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」「耐震改修促進計画」の改定を行い、公営住宅および町内に点在する空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施してまいります。さらに、令和4年度から4カ年計画で実施しています豊永団地の外壁等改修工事につきまして引き続き本年度も実施し、適宜内部改修を行いながら良質な住環境の整備を進め、目的を終了した公営住宅については、随時除却を実施してまいります。

水道事業につきましては、「より安全で安心な水道水」を提供するために昨年度実施設計を行った上里浄水場紫外線滅菌装置設置工事を実施します。また、令和2年度に策定した「老朽管更新計画」に基づき、社会的課題となっている水道管更新のための実施設計を行うとともに、業務の効率化を目指しスマートメータの導入を実施してまいります。

下水道事業につきましては、令和5年度より地方公営企業法を適用し、企業会計に

より財政運営を行っていますが、本年度の主な事業は、「津別町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管理センターの建築改修工事、耐震補強実施設計および汚水管カメラ検査を行うこととしています。

地域公共交通につきましては、「津別町地域公共交通計画」に基づき、まちバスや花バスは、利用者の求めに応じて見直しを含めた柔軟な対応を行ってまいります。また、生活に必要不可欠な北見市や美幌町とのバス路線の維持に努めてまいります。

11 財政運営と各会計の予算規模

令和7年度の地方財政計画は、歳入における一般財源では、総額として前年度を上回る額が確保され、地方交付税は前年度比1.6%、2,904億円増の18兆9,574億円となり、歳出においても前年度同様の算定費目が計上されたところです。

このことを踏まえ、本町の令和7年度予算編成につきましては、第6次総合計画をはじめ、個別事業計画を推進するとともに、医療・福祉施策の充実、緊急性と住民要望の高い事業、持続可能なまちづくりに向けた計画的な施策とともに、各事業の必要性や費用対効果などの点検、見直しを並行して取り組み、予算編成を行った結果、本年度の一般会計予算は、前年度比33.4%の大幅増である92億9,700万円となりました。これは、国営農地再編整備事業の完了による地元負担金の一括払いである負担金償還金と2カ年工事である給食センター施設整備事業が大きな要因となったものです。

以上により編成しました令和7年度各会計予算は、

一般会計、92億9,700万円（前年度比33.4%増）

国民健康保険事業特別会計、6億2,640万円（前年度比2.8%減）

後期高齢者医療事業特別会計、1億1,070万円（前年度比3.3%増）

介護保険事業特別会計、6億6,130万円（前年度比0.1%増）

簡易水道事業会計、5億6,320万円（前年度比62.8%増）

下水道事業会計、6億4,920万円（前年度比29.4%減）

合計、119億780万円（前年度比23.4%増）となりました。

12 結び

令和7年度予算は、6年目となる「津別町第6次総合計画」や総合戦略、福祉、障がい者等の各種計画を基本に編成したものであります。特に、第6次総合計画につきましては、総合計画推進委員会による検証からいただいたご意見やご提言をしっかりと受け止め、10年後に目指す津別町の将来像「暮らしたい、魅力あふれるエコタウン」に到達できるよう着実に取り組みを推進してまいる所存であります。

世界情勢はさらに不安定な状況に進んでいます。新しい米国大統領の影響が欧米の軸や世界経済に出始め、また不安定な日本の政治状況など、社会的状況は不安ばかりであります。しかし、こうした中においてもデジタル化社会に応答し、新技術を導入することで、より町民の皆さんに寄り添うことが不可欠な人的支援の必要な部署への人員配置を進めていく考えであります。経済的にも政治的にも大きな変換期により社会構造の変化が起きていますが、この大きな波の先に向けて、本年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んでまいりことをお誓いし、令和7年度の町政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、町政方針を終わります。

◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第5、教育行政方針を行います。

教育長から、教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） [登壇] おはようございます。

1 はじめに

令和7年第2回津別町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管事項に関する主要な方針について申し上げます。

人口減少、少子高齢化の進行に加え、地球規模で進むDXやGXの進展など社会が加速度的に変化し、これまでの知識や経験だけでは将来を見通すことが難しい時代を迎えております。

このような状況の中、今一度、本町の教育目標である「緑の大地「津別」を愛し 自らを高め 活力と思いやりに満ちた町民に」の具現化に立ち返り、子どもたちが、ふるさと津別に誇りと愛着を持ち、互いを思いやり、支え合いながら、みずから的人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となる力を身につけていくことが肝要であるとともに、町民一人一人が生涯にわたって主体的に学び、みずから的人生をよりよいものとしていくことができるよう教育環境の整備に努めてまいります。

2 学校教育

確かな学力を身につける教育の推進につきましては、児童・生徒の可能性を最大限に伸ばすため、発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能の習得、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力などに加え、学びに向かう力や人間性を身につけさせることが重要です。そのためには、一人一人にあった主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を目指すとともに、1人1台端末や学習支援ソフトなどを積極的に活用し、これまでの教育実践と最先端のＩＣＴの双方のよさを融合させながら、児童・生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協動的な学び」の充実を一体的に推進してまいります。

なお、G I G Aスクール構想により購入したタブレット端末が、更新時期を迎えることから、全児童・生徒、教職員分の端末を更新するとともに、G I G Aスクール構想第2期に向けて計画的に研修を行い、授業力の向上に努めてまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、全国体力・運動能力、生活習慣等調査結果などの客観的資料の活用や分析をもとに体育事業を改善し、子どもたちの体力・運動能力・運動意欲の向上を図ってまいります。

特別支援教育の充実につきましては、児童・生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、引き続き、特別支援コーディネーターを核としながら、町採用教職員、教育相談員および支援員の配置や小学校に昨年開設した通級指導教室を継続するなど、校内支援体制の充実を図るとともに、計画的に研修を行い教職員のスキルアップに努めてまいります。

また、今年度から支援が必要な児童・生徒の就学先の選択肢を広げるため、北海道

北見支援学校へのスクールバスを運行してまいります。

グローバル人材の育成につきましては、ALTを小・中学校、こども園および津別高校に派遣し、教職員とALTが協力して指導するチームティーチングを充実させてまいります。

また、津別高校生のニュージーランド派遣研修事業を継続するとともに、中学生の台湾二水郷交流事業につきましては、受け入れ年となりますので、台湾二水郷から中学生をお迎えし、国際理解を深める教育機会の提供に努めてまいります。

ふるさと教育の充実につきましては、総合的な学習の時間などを中心として、津別ならではの地域学習を体系化し、児童・生徒が豊かな自然や産業に触れ、生の体験を得ることにより、ふるさとへの理解を深め、愛着と誇りに思う気持ちを育んでまいります。

木育授業につきましては、木工の専門家を講師に小・中学校で実施しておりますが、町の基幹産業の一つである林業や木の文化への理解を深める津別ならではの教育活動でありますので、林業関係者の協力を得ながら継続してまいります。

読書活動の充実につきましては、図書館司書を定期的に派遣し、学校の読書環境を整備するとともに、「朝読」や「家読」運動等の推進により、読書習慣の定着化を図つてまいります。

学校と地域の連携・協働の推進につきましては、コミュニティ・スクールを核として学校と家庭、地域が課題や目標を共有しながら、地域とともにある学校づくりと町全体で児童・生徒を見守り育む環境づくりを進めます。また、学校ホームページやコミュニティ・スクール通信等を通じて、学校の状況や児童・生徒の様子を保護者や地域に発信してまいります。

道徳教育の充実につきましては、規範意識や倫理観、人に対する思いやりを持ち、自他の生命を尊重する心を育むため、学校の教育活動全体を通して体系的な道徳教育を推進し、物事を広い視野から多角的・多面的に考えることができるよう、指導の充実に努めてまいります。

学校給食と食育の推進につきましては、オールつべつ産給食を継続するとともに、地元産や北海道産食材を積極的に取り入れ、地産地消の意義や生産者への感謝の気持

ちと、ふるさと津別を誇りに思う気持ちを育むとともに、栄養教諭による食育指導を効果的に進め、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着に向けた取り組みを推進してまいります。

給食費につきましては、食材費の高騰は続いておりますが、子育て支援策の一環として、小・中学校において一律1食200円、第3子以降の無償化を継続してまいります。

また、新学校給食センターが本年7月に完成し、夏季休業明けに供用開始となることから、調理、配達、回収、洗浄等のリハーサルを十分に行いながら、円滑に移行できるよう準備を進めてまいります。

働き方改革の推進につきましては、昨年改定した学校における働き方改革「津別町アクションプラン（第3期）」に基づき、時間外在校等時間の削減はもとより、働き方を見直す中で、授業の質を高める環境を構築します。また、部活動の地域移行につきましては、令和8年度からの段階的な移行に向け、町内各関係団体等と協議させていただきながら、持続可能な体制構築に向けて検討を進めてまいります。

学校段階間の連携・接続の推進につきましては、幼・小・中・高の接続を意識しながら、さらなる連携を促進し、発達段階において能力・個性を伸ばす教育活動の推進を図ります。また、小・中学校においては、義務教育9年間を見通した指導を体系的・継続的に行うことにより、学力向上をはじめとして、中1ギャップの解消など、さまざまな教育的効果が期待できることから、より深い連携を目指した小中一貫の取り組みについて推進してまいります。

いじめの防止につきましては、「津別町いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは絶対に許されない」という意識の醸成に努めるとともに、アンケート調査や個別面談等を通して問題行動の未然防止と早期発見、組織的かつ速やかな対応につなげてまいります。

不登校児童・生徒への対応につきましては、道教委が示している「HOKKAIDO不登校対策プラン」も踏まえながら、学校、家庭、教育委員会、その他関係機関が連携し、児童・生徒や家庭の状況に応じた支援を行ってまいります。また、教育相談員等による児童・生徒および保護者に対する教育相談体制を充実させるとともに、ス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用についても検討してまいります。

学校教育環境の整備につきましては、小学校および中学校の校舎、体育館の全面LED化工事を実施し、学習環境の改善を図るとともに、消費電力の削減に努めてまいります。

津別高校への支援につきましては、振興対策協議会と連携し、地域の自然と産業、人材等の地域資源を生かした「つべつ学」をはじめ、特色ある地域連携校づくりを目指す各種振興対策を支援してまいります。また、公設民営塾P1usは、進学や就職などの目標に応じた個別指導や映像学習で着実な成果をあげており、本町の魅力的な取り組みとして継続してまいります。

3 社会教育

今年度から新たにスタートする第8次社会教育中期計画では、基本目標を第7次中期計画から継承し、「世代を越えてつながりとともに学び合う社会教育の推進」として、町民一人一人が、人と人とのつながりを大切にしながら、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の提供に努めてまいります。

家庭教育、幼児教育の充実につきましては、保護者の意識の多様化といった社会の変化の中、家庭の自主性を尊重しつつ、親が学ぶ機会と親子で参加する体験活動の場を提供してまいります。

少年教育につきましては、放課後子ども教室「アソビバ！つべつ」をベースとしながら、身近な自然、産業などの教育資源を活用し、学校や家庭では得難い体験活動の場を提供しており、今後も多くの団体等にご協力いただきながら、内容の充実に努めてまいります。

なお、この事業のプログラムから派生した、つべつ生活体験「通学合宿」が、令和6年度、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部大臣表彰を受賞いたしました。この賞は、基本的生活習慣の定着に向けた取り組みの一層の推進を図ることを目的に、特に優れていると認められる活動を表彰するものであり、多くの各団体等を巻き込みながら、町全体で子どもたちの成長を支える機運を醸成しているとして道

内からは唯一表彰されたものです。今後とも町内各団体等の協力を得ながら事業を継続し、子どもたちの健全育成に努めてまいります。

青年教育につきましては、高校生ボランティアサークル「ひまわり」および青年活動プロジェクト「a n d」が、自主的な活動を行っており、町を元気にするような活発な取り組みに期待するとともに、引き続き、活動を支援してまいります。

成人教育につきましては、社会教育講座等、ニーズにあった学習機会の提供に努めるとともに、各分野の専門知識や技能を有する方に登録いただいている、社会教育人材バンク「まなびーぷる」への登録、活用に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、寿大学を中心としながら、健康、生きがい、仲間づくりなど、高齢期に元気に過ごせるプログラムの提供に努めてまいります。

児童館・放課後児童クラブにつきましては、子どもたちの安心・安全な居場所や発達段階に応じた遊びや生活ができる場としての機能充実に努めてまいります。また、今年度から児童施設向けＩＣＴ業務支援システムを導入し、入退室管理や保護者との連絡調整等を行うことにより、児童の安全管理等の徹底に努めてまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、児童・生徒に対して優れた芸術鑑賞機会を提供するとともに、町民芸術劇場と連携して「日本フィルセミナー」や「リコーダーセミナー」を引き続き開催し、両セミナーコンサートでは、町民に音楽鑑賞機会を提供してまいります。また、文化協会加盟団体や郷土芸能団体の自主的な活動の支援に努めてまいります。

生涯スポーツ活動の推進につきましては、今後も多様なニーズを把握し、スポーツ推進委員や体育協会、スポーツ少年団、総合型クラブ「かるっちやつべつ」との連携を図りながら、各種運動教室を実施することにより、幅広い年齢層における運動の日常化と習慣化を図ってまいります。

また、北海道オール・オリンピアンズと連携協定を締結しておりますので、スポーツの力で元気なまちづくりを基本理念に事業展開してまいります。

スポーツ合宿の推進につきましては、コロナ禍における合宿地の変更やラグビーリーグワンの日程等、さまざまな要因で誘致に苦戦しておりますが、スポーツ振興や競技力向上などの教育的効果をはじめ、経済効果や町の魅力創出のために有効な取り組

みでありますので、合宿実行委員会および近隣市町と連携し、合宿チームの誘致拡大と事業内容の充実を目指してまいります。

図書館活動の推進につきましては、開館から2年経過しますが、図書や資料の充実、レファレンスサービスの充実はもちろんのこと、津別町図書館の基本理念である「出会い・集い・人がつながる自分たちの図書館」を目指し、図書館に足を運んでいただけるきっかけとなるような各種イベントの充実やボランティア活動の支援を行うなど、情報・学習の拠点として誰もが気軽に利用できる図書館づくりに努めてまいります。

4 結び

以上、令和7年度の教育行政の基本的な方針について申し上げましたが、引き続き、津別町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と町民の皆さまが生涯にわたって学び、スポーツに親しむことができる環境づくりに努めてまいりますので、町民の皆さま並びに議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、教育行政方針を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第6、行政報告を行います。

町長から、行政報告について発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 本日ここに第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、高齢者に対するお祝いについてであります、令和6年12月21日に日下アキ子様、令和7年1月12日に小笠原道子様が100歳の誕生日を迎えられましたことから、今後とも益々のご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところであります。

次に、丸太木材株式会社様からの寄附についてであります、本年も、緑豊かな自然環境を次の世代に引き継ぎ、森林資源の造成と保全や未立木地対策を図ることを目的として、丸玉木材株式会社様より、500万円のご寄附を頂戴したところであります。

また、昨年12月24日に会社を訪問し、これまでの「丸玉木材森づくり基金」の運用状況の報告を行いましたところ、令和7年から令和9年の3カ年につきましても、継続して年500万円のご寄附の申し出をいただいたところであります。

改めまして丸玉木材株式会社様に感謝の意を表しますとともに、今後とも「丸玉木材森づくり基金」の活用により、造林や除間伐等の森林整備事業に助成を行う愛林のまち緑資源を守る推進事業を継続し、豊かな森林の育成に一層努めてまいります。

次に、津別中学校・二水國民中學交流事業についてであります、これまでコロナ禍により実施を見あわせていたところですが、1月9日から1月14日までの5泊6日の日程で、久しぶりに津別中学校より、生徒8名、教員1名、教育委員会1名の計10名が台湾二水郷を訪問いたしました。

二水國民中學では、授業参加やボルダリング体験、国際寮への宿泊等を通して充実した交流事業を行ってきたところです。参加した生徒たちからは「異文化を知ることができ大変勉強になった」等の感想もあり、世界に目を向けるきっかけとなるよう、今後とも継続して交流事業を行ってまいる考えであります。

次に、堆肥製造施設の火災についてであります、1月18日午前7時ごろ、堆肥製造施設のバーカー保管場所から出火し、消防車両の出動により一時鎮火しましたが、21時ごろに再出火が確認されたことから、再度消防車両を要請して消火にあたり23時ごろ鎮火しました。

発火元のバーカーの一部は燃えましたが、幸いにも施設への延焼はありませんでした。

今回の火災につきましては、発酵により堆積したバーカーの温度が上がり、自然発火

したものと思われ、パークの長期堆積が原因と推察されたところです。適正に管理していれば防止できたものであり、指定管理者である津別町農業協同組合に再発防止に向けた対策を指示したところであります。

公共施設において火災を発生させてしましましたことに対し、町民の皆さまに深くお詫びを申し上げる次第であります。

次に、寄附についてであります、1月28日、故人平塚あき子様のご意志により、ご子息の平塚博之様から図書館の運営に役立ててほしいと100万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、国営農地再編整備事業「津別地区」完成祝賀会についてであります、2月8日、中央公民館において武部、川原田両衆議院議員をはじめ関係者43名のご出席をいただき開催いたしました。平成27年度から10年間にわたり行ってきた区画整理等2,433ヘクタール、総事業費174億円の大規模事業が令和6年度をもって完了いたしました。これにより、大型機械の使用が可能となり農作業の効率化が進み、暗きよ排水改良により農作物収量の増加が図られ、収益性の高い農業につながってきているところです。

祝賀会では、関係者の皆さまがこれまでの互いの苦労をねぎらいながら、今後の本町農業のさらなる発展を願ったところであります。

改めまして、北海道開発局網走開発建設部をはじめ、事業に関わっていただきました全ての関係者の皆さまに、お礼を申し上げます。

なお、この祝賀会に先立ち、1月30日に網走開発建設部主催による国営農地再編整備事業津別地区完了報告会が、役場健診ホールにおいて開催されましたことを申し添えます。

次に、令和6年度北海道産業貢献賞の受賞についてであります、40年以上の永きにわたり、診療獣医師として卓越した見識と豊富な経験、優れた診療技術をもって、津別町のみならずオホーツク地域の畜産振興および家畜衛生対策の普及発展に多大なご貢献をされた平塚博之様が2月12日、札幌市において北海道知事より産業貢献賞が授与されました。

このたびの受賞に対し、心より敬意を表しますとともに、今後とも本町の畜産振興および家畜衛生の普及、発展に寄与していただくことを期待するものであります。

次に、地域おこし協力隊の活動成果報告会についてであります。2月20日、ウッドリーム1階で開催いたしました。今回が初めてとなる協力隊成果報告会は、町内で活躍する協力隊の活動を関係者のみならず、広く町民に紹介することにより、地域力の維持・強化に資する取り組みの更なる推進を図るとともに、協力隊員の将来的な定住・定着に向けた地域交流の場として開催いたしました。

この報告会には、現在活動中の協力隊員全6名が参加し、活動成果報告のほか、自身が携わる商品の試食や、PRパネルの展示も行ったところです。当日は悪天候にもかかわらず、町内外から70名ほどの参加があり、質疑応答等において貴重なご意見もいただいたところです。

人口減少や高齢化の著しい本町において、地域おこし協力隊は、地域の担い手となる人材の確保や移住施策として効果的な制度であると考えており、今後とも協力隊員の活動による地域振興に期待するものであります。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定、補正予算および新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎同意第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、同意第2号 津別町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） ただいま上程されました、同意第2号につきまして提案理由

のご説明を申し上げます。

津別町教育委員会教育長であります近野幸彦氏が、3月31日をもって任期満了となることから、引き続き、同氏を津別町教育委員会教育長に任命いたしたく、同意をお願いするものであります。

近野氏は、本町達美221番地7に居住し、昭和40年12月4日生まれの59歳であります。

昭和59年3月に道立津別高等学校を卒業後、同年4月より津別町役場に奉職され、この間、約15年に及ぶ教育委員会での勤務経験のほか、民生、まちづくり、建設、産業、総務など豊富な行政経験を有し、本町の教育行政の推進にあたって適任者であると考えております。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長の任命の同意を求めて、提案させていただきましたので、ご同意くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎同意第3号

○議長（鹿中順一君）　日程第8、同意第3号　オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君）　ただいま上程となりました、同意第3号　オホーツク町村公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

現公平委員会委員、佐藤明美氏は、令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定によりまして、再任をいただきたく、議会の同意を求めるものであります。

再任をお願いします佐藤明美氏は、前訓子府副町長でありまして、住所、生年月日は議案に記載のとおりで、現在69歳となります。

昭和48年に訓子府町役場に奉職、社会教育課長や総務課長を務めた後、平成23年に副町長として選任されまして、令和元年5月に退任されるまで2期8年の間、副町長としてご活躍されまして、令和3年4月1日からオホーツク町村公平委員会委員として務められております。

なお、任期につきましては、令和7月4月1日から令和11年3月31日までの4年間となります。

以上、説明といたしますので、ご同意方よろしくお願ひいたします。

本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は、同意することに決定しました。

◎発議第3号

○議長（鹿中順一君）　日程第9、発議第3号　津別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

1番、巴光政君。

○1番（巴　光政君）　〔登壇〕　ただいま上程となりました、発議第3号　津別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

このたび、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより、条項ずれが生じたため、津別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部の改正を行おうとするものであります。

それでは、改正しようとする内容につきまして、別紙資料の新旧対照表に基づきご説明いたします。

第2条第10項中、「第2条第8項」を「第2条第9項」に、第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものであります。

議案の本文をご覧ください。

ただいま新旧対照表で説明した内容について、条文化したものであります。

附則といたしまして、施行期日について、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

討論を省略し、これより発議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、議案第1号 津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第1号についてご説明いたします。

資料により説明しますので、説明資料の1ページをお開きください。

改正理由です。一部の課の分掌事務を変更するためです。

改正内容です。住民企画課を分離分割し、税務財政課を新設するものです。

新旧対照表になります。第1条において、税務財政課を新設し、2ページに及びます第2条で事務分掌を定めるもので、現行、住民企画課のうち新設する税務財政課に関する事務を移行する内容の改正を行うものです。

2ページ下段の新旧対照表になります。附則としまして、関連する議会委員会条例の第2条の常任委員会の所管において、新設する税務財政課を総務文教常任委員会に加えるものです。

それでは、議案にお戻りください。

ただいまご説明した内容を条文化したものです。

なお、附則としまして第1項で、この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、第2項で先ほどご説明しました、議会委員会条例第2条の所管規定に新設する税務財政課を加えるものです。

以上、議案第1号の説明といたしますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） これにつきましては、委員会のほうで了承しておりますので、これ自体は問題ないんですが、私、すみません個人的にちょっと質問しそびれたところがございまして、それで何点か、この場で確認させていただければなと思って質問をさせていただきます。

昨年の6月の私の一般質問におきまして、ふるさと納税の関係で専門の職員を置いたらどうだということで提案、先進事例を交えて提案をさせていただいたのですが、そのときには、町としては、現時点では考えていないということでお答えをいただき、そのほかの提案に関しても、ふるさと納税に関しては、まちづくり会社が主だってやり、それを町がバックアップをすることでご答弁のほうをいただいていたかなと思うんですけども、まだ1年たってないぐらいで、結構大幅に方針が変わったのかなというところで、若干、困惑というか、驚きもあったものですから、何か変えた大きな原因があるんじゃないかなと思うのですが、変わった理由というのは何なのか、教えていただければなと思うんですが。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、両委員会でもお話しさせていただいたと思います。課を分離するのは、ふるさと納税のために分離するという、内容的にそれだけのものではありませんけれども、ふるさと納税の係名はそうなるかどうか間もなく決まるかというふうに思いますけれども、置きたいというふうに思っています。それは議員に答弁した後、ふるさと納税が、やはりどうも鈍化していると。それは低調に陥っているという状況の中で、12月の暮れの取締役会に私も初めて参加させていただいて、内容の協議をさせていただきました。お互いに原因が人手不足によるということもわかりましたので、それであれば、町がもう少し重みを持って対応していこうということで、それでいいかどうか内部でもまたお話しくださいということで、2月の頭にまた社長と話をして、割り振りも含めて協議して、令和7年度それでいこうということになりましたので、そういうような関係です。

財政と税務を分離したのは、やはり、これから議員もご承知のとおり、物価が非常に上がっていっています。それと人件費が上昇していっています。今年も上がりまし

たけれども、今日の朝のニュースでも初任給が30万円を超えるような、そういう状況になってきています。そうすると、当然、今年の人事院勧告は、かなりまたアップになってくるだろうと。それに関連して社会福祉協議会やいろいろな部分も含めてアップが想定されてきます。そうすると人件費は一度上げると、下げるということにはなかなかなりませんので、それと金利が確かに今は有利な過疎債等の資金を借りていますけれども、金利が上がることによって、残りの3割分の負担も大きくなっています。この起債といいますか、借金は一定の期間、払い続ければ、それで終了していくわけですけれども、人件費とか物件費はそういうふうにはなりませんので、ということであれば、やはりこの先、しっかり財政を見ていく、専門の課を独立させたほうがいいんじゃないだろうかということで、主はそちらのほうに力点を置きながら、対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） 追加で質問させていただきますが、仕事の割合というのは、ふるさと納税に関してなんですが、ふるさと納税に関しては、どのくらいの割合で、仕事の量全体を100%とすると、例えば50%、50%で大体まちづくり会社と役場で持ちましょうという感じなのか、例えば20%、80%なのか、どういう感じなのかあれば教えていただきたいなど。

それに伴って、例えば手数料に関して、例えば仕事が半分になるので手数料も半分になるという、そういうような形なのか、それとも仕事は例えば分けるけれども、手数料は基本的に全体に対して払うという形で変わらないのか、そこを教えていただければと思うんです。もし仕事が、例えばですけど五分五分で、そのまま手数料とかも五分五分になれば、まちづくり会社の収入の財政構造からいって、ちょっと苦しくなるのかなということも懸念されますし、逆に仕事は減って、そのまま手数料ということであれば、それは、今度はあまりにもまちづくり会社が有利なのかなと思ったりもしますので、そのあたり決まっていることがあれば、教えていただければと思うんですが。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） まず、まちづくり会社と町の割合ということですけ

れども、簡単に言えば、今現在考えているのは、今、寄附額の15%をまちづくり会社に手数料でお支払いしていますが、4月以降は、これを5%まで下げるというふうに考えております。

単純に業務の内容といたしましては、基本的にまちづくり会社は、いわゆるPRとか広告とか、そういうものは携わらなくて、単純に寄附を受けてからの事務といいますか、あと品物の発送事務、あと発送に係るクレームとか、そういうものを受けてしまうと。基本的には単純事務を残すという形で考えております。

こちらに関しては、もう既にまちづくり会社とは何回か協議して、納得の上でこのように進めたいということで了承を得ているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋君。

○7番（高橋 剛君） あと、すみません1点、個別のやつでどうしても気になるものですから、1個よければ教えていただきたいなと思うんですけど、特選玉ネギ、ふるさと納税の返礼品で非常にご好評いただいているんですけど、あれは6月の時に確かお伺いしたら、もう作付けのほうがもう終わってしまったので、今さらもう増やせないということで、話をするんだったら来年以降というようなお話だったかなと思うんですが、特選玉ネギは増えるのでしょうか。これ個別の品物でちょっと気になるものですから、それもわかれれば教えていただければと思うんですが。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） 農協にその辺は協力してほしいということは、今からでも可能かと思います。

ただ実は、今年度に関しましては、普段より玉ネギが半分しか出でていないという状況になっていますので、ある意味増やしてくださいとあまり言わなくてよかったですなどいうところはあるんですけども、今後は、今まで2,000箱から2,200箱ぐらいをお願いしていたんですが、今後もそれぐらいの数をまずはストックとして出していただくようお願いしたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第2号 津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第2号についてご説明いたします。

資料により説明しますので、3ページをお開きください。

改正理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたためです。

改正内容です。カード代替電磁的記録の定義が法律の第2条第8項に追加されたため、条項ずれが生じ、引用する条項を改正するものです。

新旧対照表になります。第2条の定義において、引用している条項を改正するものです。

それでは、議案にお戻りください。

ただいま、ご説明した内容を条文化したものです。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上、議案第2号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第3号 津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第3号についてご説明いたします。

資料により説明しますので、4ページをお開きください。

改正理由です。人事院勧告の「仕事と生活の両立支援の拡充」に伴う改正のためです。

改正内容です。超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するものです。

新旧対照表です。5ページに及びます第9条において、「3歳に満たない子のある職員」から、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」へ改正します。

それでは議案にお戻りください。

ただいま、ご説明した内容を条文化したものです。

附則として、第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第2項で本改正条例に係る請求は公布の日から行うことができると定めるものです。

以上、議案第3号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第4号 津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第4号についてご説明

いたします。

資料により説明しますので、6ページをお開きください。

改正理由です。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたためです。

改正内容です。地方公務員に関する特例について、今まででは読み替えて準用しておりましたが、法に地方公務員に関する特例の条項が新設されたため、引用する条項を改正するものです。

新旧対照表です。第17条において引用している条項を改正します。

それでは議案にお戻りください。

ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

以上、議案第4号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君）　日程第14、議案第5号　津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君）　ただいま上程となりました、議案第5号についてご説明いたします。

資料により説明しますので、7ページをお開きください。

改正理由です。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が制定されたためです。

改正内容です。（1）扶養手当は、人事院勧告により、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させることを目的に改正されるもので、令和7年度から令和8年度にかけて段階的に手当の額を下げ、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当が増額になります。金額としましては、配偶者に対する扶養手当は現在6,500円、令和7年度3,000円、令和8年度廃止となります。子に係る扶養手当は、現在1万円、令和7年度1万1,500円、令和8年度1万3,000円となるものです。

（2）管理職員特別勤務手当は、平日深夜勤務に対する手当の対象時間を拡大するものです。現行の午前0時から午前5時までを、午後10時から午前5時までに改正します。

（3）通勤手当は、支給限度額を5万5,000円から15万円に引き上げるものです。主に列車通勤の場合に、新幹線通勤の要件が緩和されたもので、本町職員には該当しませんが、国に準じて支給限度額を改正するものです。

（4）人事院勧告により、再任用職員に住居手当と寒冷地手当を支給するための改正です。

（5）こちらも人事院勧告によるものですが、給料表の3から6級の最低号給の額を引き上げるものです。

新旧対照表となります。

（1）第10条と8ページになりますけれども、第11条において扶養手当を改正します。

なお、段階的に実施されるため、本条の改正で廃止する条文とし令和7年度に支給する金額については、経過措置として附則で規定するものです。

資料8ページから9ページに及ぶ第22条の2において、管理職員特別勤務手当の平日深夜勤務に対する手当の対象時間を改正します。

資料9ページから10ページに及ぶ第23条において、通勤手当の支給限度額を引き上げます。

資料10ページの第26条の2において、再任用職員の適用除外としていた第24条の寒冷地手当と、第24条の2の住居手当を削り、支給の適用をさせるものです。

資料11ページから16ページに及びますが、給料表の改正を行うものです。

それでは議案にお戻りください。

ただいま、ご説明した内容を条文化したものです。

4ページほどめくっていただきて、給料表下の附則として第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行します。

第2項から第4項は、関連する項目において所要の改正を定めるものです。

以上、議案第5号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 15、議案第 6 号　津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君）　ただいま上程となりました、議案第 6 号についてご説明いたします。

資料により説明しますので、19 ページをお開きください。

改正理由です。人事院勧告に伴い、民間の支給額を踏まえ改正した職員の寒冷地手当に準じて改正するためです。

改正内容です。寒冷地手当額を過去の例に基づき職員の額の 3 分の 2 とするもので

す。

新旧対照表です。第 9 条において金額を改正します。

それでは、議案にお戻りください。

ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

以上、議案第 6 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願

いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　討論なしと認めます。

議案第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 57 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

○議案第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 7 号 津別町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（石川波江さん） ただいま上程となりました、議案第 7 号について説明いたします。

説明資料の 20 ページをお開きください。

改正の理由としまして、学校数の減に伴い運営委員の構成人数を見直すためであります。

改正内容です。職員の名称変更および運営委員会委員の人数の変更。

新旧対照表をご覧ください。第 3 条の「栄養士」を「栄養教諭」に、第 5 条の「8 人」を「7 人以内」とするものです。

議案お戻りいただき、ただいま説明した内容を条文化したものです。

附則といたしまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第8号 津別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第8号について説明させていただきます。

説明資料21ページをご覧ください。

改正理由につきましては、昭和44年に開設され55年が経過し老朽化した達美野球場を廃止し、施設機能を集約するためであります。今後においては、小学校グラウンドおよび運動広場野球場にて実施して行く予定です。

改正内容につきましては、達美野球場の廃止に伴う改正によるものです。

以下の新旧対照表をご覧ください。

第3条の表中にある達美野球場を削るもので、また本条例の附則において、説明

資料の 21 ページから次ページに渡る津別町使用料条例においても、あわせて一部改正させていただき、達美野球場を規定している第 2 条第 1 項第 10 号および別表 10 において削除するものであります。

議案にお戻りください。

ただいま説明したものを条文化したものであります。

なお、附則としまして第 1 項の施行期日は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、第 2 項にて先ほど説明しました内容にて津別町使用料条例の一部を改正するものであります。

以上、説明とさせていただきますのでご承認いただけますよう、お願いいいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 9 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第 9 号について

説明いたします。

説明資料の 23 ページをお開きください。

改正理由につきましては、町営住宅を用途変更し町有住宅とするためです。

改正内容につきましては、緑町団地 3 棟 9 戸のうち 1 棟 3 戸を町有住宅にするものです。

該当の住宅につきましては、西町寿の家、緑町第 2 団地の裏にあります 3 棟 9 戸のうち、空室となっている 1 棟 3 戸になります。緑町団地は、昭和 54 年建設で、現在、3 棟 9 戸のうち 2 戸のみの入居となっております。新しい入居希望者もなく、このままでは除却するしかないところですが、これを用途変更し町有住宅にし、所得要件等を変更することで、新たな住宅としての活用が見込めます。

新旧対照表につきましては、別表第 1 の町営住宅の緑町団地の戸数「9」を「6」に改め、共同施設の緑町団地の駐車場「9」を「6」に改めるものです。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただきました内容の改正条文は、こちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものといたします。

以上、議案第 9 号の内容につきまして説明させていただきましたので、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第 10 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 19、議案第 10 号　津別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（丸尾美佐さん）　ただいま上程となりました、議案第 10 号について説明いたします。

説明資料の 24 ページをご覧ください。

改正理由ですが、包括支援センター職員の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とした介護保険法の施行に係る所要の改正およびそれに伴う介護保険法施行規則の改正に伴うものです。

続いて、内容の説明をいたします。

現在、本町の包括支援センターには、法に定める保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されています。今回は、その人員のうち主任介護支援専門員の配置に係る改正で、「主任介護支援専門員」に「その他これに準ずる者」を加えます。

説明いたしました内容を新旧対照表では、第 4 条第 2 号文中に、その他これに準ずる者を追加する改正を行っています。

それでは議案にお戻りください。

ただいま説明いたしました内容について条文化したものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、議案第11号 津別町農業新規参入者誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第11号について説明を申し上げます。

津別町農業新規参入者誘致条例は、町内において新たに農業を営む者に、経営開始に要する資金、農地の賃借料、固定資産税相当額などを援助することにより新規参入者の誘致促進を図り、本町の地域振興に寄与することを目的としている条例でございます。

説明資料にて説明いたしますので、25ページをお開きください。

改正理由につきましては、新規参入者の定義におきまして、配偶者又は同居親族を有する規定を整理。具体的には、その規定を削除することによって、独身であっても従業員を雇用する農業経営に対応するためでございます。

改正内容は、今、申し上げました規定を整理すること、また、あわせまして字句の修正、条項の整理となります。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項で「すべて」という字句の修正、同条同項第1号におきまして、配偶者又は同居親族を有する規定について、削除、整理しております。

第2号も字句の修正、改正前、「第2条第1項第4号」を「第2条第2項」として整理するものでございます。

議案書にお戻りいただき、ただいま説明を申し上げました内容につきまして改正条文としたものであり、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するもので

す。

以上、議案第11号の内容について申し上げました。

本条例の改正につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございますので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第12号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、議案第12号 津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君）　ただいま上程となりました、議案第12号について説明を申し上げます。

津別町有害鳥獣駆除奨励条例は、人畜の被害を防止し、林木および農作物を保護するため、本町内において有害鳥獣を駆除した者に対し奨励金を交付することを目的としています。

説明資料にて説明いたしますので、26ページをお開きください。

改正理由につきましては、昨今の人件費や捕獲資材等の物価上昇による経済状況の変化を踏まえ、エゾシカの駆除に対する奨励金を見直すためであります。

改正内容は、エゾシカ駆除に係る1頭当たりの奨励金の額を現行2,000円から5,000円に改めるものであります。

新旧対照表をご覧ください。

第5条第1項第2号のエゾシカ1頭につき「2,000円」を「5,000円」に改めます。

なお、5,000円といたしました根拠につきましては、近隣の自治体の額を調査した上で平均的な水準となるよう設定をしたところでございます。

それでは、議案書にお戻りいただき、ただいま説明を申し上げました内容について改正条文としたものであり、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上、議案第12号の内容について説明を申し上げました。

本条例の改正につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございますので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、議案第13号 津別町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第13号について説明いたします。

説明資料の27ページをお開きください。

改正理由につきましては、令和6年度人事院勧告に伴う改正のためです。

改正内容といたしましては、定年前再任用短時間勤務職員等の住居手当および寒冷地手当を適用除外から削除するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第24条定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外の規定について、第7条及び第10条を削除いたします。

議案書にお戻りいただきまして、説明させていただきました内容の改正条文は、こちらのとおりです。

附則によりまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものといたします。

以上、議案第13号の内容につきまして説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第23、議案第14号 財産の無償貸付について（旧本岐小学校校舎棟）を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第14号についてご説明いたします。

当町では、平成27年3月の本岐小学校閉校に際し、施設の有効活用のため、学校校舎棟を株式会社エムリンクホールディングスに有償譲渡し、平成28年4月より福祉事業を営んできていただきてきました。このことにあわせ、同社に対し町有地を事業所用地として無償で貸し付けています。

このたび、賃貸契約の期間が今月末をもって終了いたしますが、借主も引き続き借り受けの意思を示していることから、当町としましても改めて同じ条件での契約を結ぶことを予定し、今回ご提案させていただくものです。

無償貸付する財産は、区分、土地。

所在、津別町本岐 105 番地。

面積、5,000 平方メートル。

貸し付けの相手方は、北見市美芳町 5 丁目 2 番 13 号、株式会社エムリンクホールディングス、代表取締役 本見研介。

無償貸付の目的は、旧本岐小学校校舎棟において、小規模多機能型居宅介護サービスを提供するサテライト型小規模多機能ホーム「夢ふうせん ほんき」に対し、引き続き町有地を無償で貸し付けることにより、当該事業所の円滑な運営と地域福祉の向上を目的とするものです。

貸付期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までとします。

以上、議案第 14 号の説明といたしますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでありますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 14 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、議案第 15 号 令和 6 年度津別町一般会計補正予算

(第 10 号) についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん）　ただいま上程となりました、議案第 15 号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、財政調整基金及び地域振興基金への積立金の増額、産地生産基盤パワーアップ事業の追加、事業の完了及び事務事業の精査による減額が主なものとなります。

また、給与費において、被扶養者の異動に伴う手当の増額などの精査を行っております。

一般会計の給与費の補正額につきましては、合計で 13 万 2,000 円の増額となります。なお、特別会計につきましては、予算額の増減はありません。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算に、それぞれ 4 億 2,619 万円を追加し、補正後の予算総額を 78 億 8,609 万 5,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますが、冒頭に説明をしました給与費の補正、各施設における電気料、燃料費の高騰による増額補正、事業完了等による精査や軽微な補正内容及び財源内訳のみの補正につきましては説明を割愛させていただきます。

また、今回、利率の増により各基金において利息分の増額補正を行っておりますが、利息分のみの増額補正となる基金につきましては、こちらも説明を割愛させていただきますのでご了承ください。

それでは 9 ページから 10 ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費の財政調整基金積立金は、一般財源剩余金の積み立てで 3 億円、利息分で 65 万 1,000 円、計 3 億 65 万 1,000 円の増額です。

11 ページから 12 ページをご覧ください。

項 2 地域振興費、目 1 企画総務費、地域振興基金積立金は剩余金の積み立てで 7,982

万 7,000 円、利息分で 171 万 4,000 円、計 8,154 万 1,000 円の増額です。目 2 企画開発費、森の健康館管理業務は、森の健康館のシャワーへッドの購入を予算流用にて対応したための流用元補填等で 56 万 4,000 円の増額です。

13 ページから 14 ページをご覧ください。

項 4、目 1 戸籍住民登録費、戸籍住民登録経費は、パスポートの申請件数の増加に伴う委託料で、5 万 3,000 円の増額です。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は 15 ページから 16 ページをご覧ください。障害者総合支援事業経費は、介護給付費訓練等給付費に係る経費増により 1,121 万 9,000 円の増額です。三つ下の重層的支援体制整備事業は、令和 5 年度の過年度事業超過交付返還金で 162 万 4,000 円の増額です。その下の社会福祉事業助成金は、施設整備に係る助成金の確定による 30 万円の減額と、運営費に係る助成金 180 万 4,000 円の増額で、計 150 万 4,000 円の増額です。

17 ページから 18 ページをご覧ください。

中段の項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、児童福祉事務経費は通所児童の増等による療育訓練施設運営負担金で 56 万 8,000 円の増額です。二つ下の子ども・子育て支援事業は 19 ページから 20 ページをご覧ください。公定価格の引き上げに伴う認定こども園運営費負担金で 932 万 5,000 円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、母子保健推進事業は令和 5 年度の過年度事業超過交付返還金で 21 万 5,000 円の増額です。項 2 衛生費、目 1 塵芥処理費、21 ページから 22 ページをご覧ください。塵芥収集処理経費は、一般廃棄物広域処理経費の確定により 209 万円の増額です。

款 6 農林業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、産地生産基盤パワーアップ事業は、加工馬鈴しょの労働生産性向上を目的とした機械の導入に対するトンネル補助で、3,370 万円の増額です。

ページが飛びます。31 ページから 32 ページをご覧ください。

款 10 教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費、中学校施設管理経費は、暖房機器の修繕を予算流用にて対応したための流用元補填等で 20 万 9,000 円の増額です。

33 ページから 34 ページをご覧ください。

款 12、項 1 公債費、目 2 利子、35 ページから 36 ページになります。長期債償還利子は、利率上昇に伴う利子償還金で 320 万円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページをお開きください。

款 9 地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金で 1,601 万 6,000 円の増額です。

款 10 地方交付税は、普通交付税の本年度の交付額に基づき 3 億 5,981 万 9,000 円の増額です。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金は、障害者総合支援事業経費に係る負担金で増額です。項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、施設型給付費は、認定こども園運営費に係る公定価格の引き上げに伴う増額です。

款 15 道支出金、項 1 道負担金、目 1 民生費道負担金および項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金は、国庫支出金と同様の理由により増額です。目 4 農林業費道補助金、鳥獣被害防止総合対策事業およびその下の地域づくり総合交付金は、鳥獣被害防止総合対策事業の追加交付分で、それぞれ増額。産地生産基盤パワーアップ事業は、歳出で説明した事業の補助金で、計 3,619 万 6,000 円の増額です。

款 16 財産収入、項 1 財産運用収入、5 ページから 6 ページになります。目 2 利子及配当金は、各基金の利子収入見込みにより増額です。項 2 財産売払収入、目 3 物品売払収入は、車両売払収入で 101 万 4,000 円の増額です。

款 20 諸収入、項 4 雜入、目 7 地域振興事業助成金、スポーツ振興くじ助成金は、トレーニングセンター施設整備事業に係る助成金で増額です。

款 21、項 1 町債は 7 ページから 8 ページをご覧ください。増額補正の目 5 土木費の共和地区新規町道認定路線道路改良事業および町道 9 号線舗装補修事業については、二次要望分の増額となり、ほかの増額補正の事業は全て事業費精査による補正となります。

歳入の説明は以上です。

補正条文のほうにお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第 1 表のとおり款

項目ごとに整理し、第1項の補正額および予算総額とするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正で、第2表繰越明許費補正のとおり4事業を追加するものです。

第3条は地方債の補正で、第3表地方債補正のとおり追加で1事業、旧事業の限度額を変更し、限度額合計を11億4,695万3,000円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

4番、山内彬君。

○4番（山内彬君） 16ページの老人福祉施設管理経費の津別福祉会に対する補助金についてお伺いをしたいと思います。

今回、福祉会のほうに要望があったと聞いておりますが、補助金について補正を上げているところです。これまで津別福祉会については、ずっとあまり大きな補助金というのは予算措置されていなかったと思うんですけども、この3月になって、この金額が補正されてきたと。新年度の予算書は、これから審議されるんですけども、また、令和7年についても予定されているところです。

そこで、今回の補正の内容と施設側からどういうように要望があつて、こういう形になったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それからもう1点、この補助金を交付するにあたって、町の補助金の覚書の取り交わしがないと補助金を交付しないというふうに聞いておりますけども、それはどのような形でそういうことになったのか、今は町の補助金の交付基準に基づく補助金であれば、この覚書の取り交わしをしなかったら補助金を出さないということはなかつたのではないかと思うんですけども、それあたりの経過についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま質問がありました件についてお答えさせていただきます。

はじめに、どのような要望があつたかについてご説明させていただきます。

本件につきましては、令和6年度の要望といたしましては、令和6年7月25日、そして令和6年10月25日付にて2回要望があったところでございます。これに関する簡単に要望書の中身についてご説明させていただきます。

要望の中身につきましては、昨今の燃料や電気代、物価高騰により、食材または厨房の委託料などが増大して、経費が値上がりしているというところと、また、収入の部分につきましては、国、道の基準に基づいて施設利用者から利用料金を取るというような形になっておりますので、その部分が改定されていないことにより、収支が厳しいというような状況の中身となっており、本施設としても、十分、経費削減に努めているけれども厳しい状況が続いているので、なんとか助成をお願いしたいというような中身の内容となっております。

これらにつきまして、町のほうといたしましては、要請内容につきましては運営補助というふうに判断したところでございますが、これらを審議するにあたり、詳細に、また別途、収支計画表等もつけていただいているところですが、それらを見返すと、当初の施設的な要素の部分での過剰な経費がかかっているのではないかというところに目を置いたところでございます。

今回、補助の内容といたしましては、運営補助というものではなく、現在ある施設に対しての施設管理に対する補助ということで、今回は補正させていただいております。

次に、覚書のところでございますけれども、本施設につきましては、ご存知のように民間が建てた施設というような形になっております。現在、申し上げました施設管理に対する補助というところでいけば、補助要綱より覚書による交付ということがふさわしいと判断いたしましたので、このような形で覚書ということで交わして助成をするというふうに至っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内彬君） 今、この今回の補正について、要望等について経過を聞いたわけですけども、ご存知のとおり当施設につきましては、津別町として本格的な高齢者施設として23年前に建設されてスタートしたということでございます。これは返し

て言えば、ほぼ町が支援して建設されたものであり、その当時、受け皿として津別で何とか受け皿を、早く言えば立ち上げてやりたいという経過で津別福祉会なるものが創設されたということで、これまで23年間運営をしてきたということでございます。

そういうことを鑑みますと、民間の施設という今お答えがあつたんですけれども、返して言えば、津別福祉会が運営管理しているんですけども、実質、町がこの運営の支援を含めて関わりを持たなければ、当然この先も、この施設については健全な運営ができないのではないかというふうに思います。非常に今、物価高騰含めて、これからも多分続くだろうということが考えられます。そして、この一般型のこの施設については、当然、国の基準があつて利用料が定められていると。かつ、あそこの入居者については、年金の方がほとんど入居されている状況で、当然、その収入において基準では9万円から15万円ぐらいの多分基準で入居されていると思うんですけども、そういうことを鑑みると、なかなか経営者側も利用料を上げることは非常に難しいということが多分あるのではないかなと思います。

かつ、年金が上昇しているわけでもないし、当然、一般的にはあそこに住んでいながら、それなりの日常のお金もかかるだろうし、なかなか厳しい状況にあるんじやないかなと思います。

そういうことからして、この施設側と運営の方法だとか、そういうものをこれまで町の施設ではないから、民間の施設だからあまり関わりを持たないで、いろいろ話し合いとかされていないような感じがしますけれども、やはり町として、そういうある程度の要望が来たら、それなりの向こう側の状況をいろいろ把握した上で、それなりの支援をすべきだなというふうに思います。

今回の補正については、向こうの要望額はわかりませんけども、それあたりについて満額なのかカットしたのかわかりませんけども、この補助金は、覚書を取り交わさないと交付しないと町のほうから言ってきたというふうに耳にしたんですけども、それは通常であれば考えられないんですけども、覚書の中身は詳しくはわかりませんけども、覚書というのは契約書に準ずるものであり、それを交わした以上、守らなければならぬというのは当然だと思いますけども、そういう町として、施設側に圧力をかけるようなそういう行為というのは、どうも理解できないなと思いますので、何と

か双方きちっとした話し合いを持って、今後こういうことが続きますので、やはり町としても、この施設をずっと運営していただくためには、町としての姿勢もあり、向こうの姿勢も多分あると思うんですけども、それあたりについて一つ改善をしていただきたいというふうに思います。

新年度については、また新年度予算のほうでまた議論したいと思いますけど、今回そういうふうに感じたことから質問したので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいま質問のありました件にお答えさせていただきます。

それなりに数があったかというふうに思います。順不同になるかと思いますが、ご了承ください。

まず、津別福祉会さんの部分につきまして、23年間、健全な経営をなされているというところで、これまで年に1回福祉会さんのほうで昨年の実績を持って町長への報告ということは毎年行われているところでございます。その都度、経営に対しての確認等も町も行ってきているところでございます。

今年度におきましても同様のことが行われていたところですが、今回、要望書が上がるきっかけの部分では、厳しいというお話もあったところですが、それを追って要望書が提出されてきているところでございます。

ちょっと順不同となりますけれども、覚書の部分になりますけれども、こちらのほうの部分につきましては、最後にありました、これからもずっと運営されていくというような部分で、今回の覚書の内容にいたしましては、今回、交付基準の算定となる算定式、また今後、令和6年度より継続して行われること、また収入に不足が生じるようなことがあれば、町に対して協議を申し入れができる、双方協議できるといった内容について網羅されているところでございます。この部分につきましては、先ほどご説明しましたとおり、要項にふさわしくないというようなところから覚書の中で一定の計算式、そして助成金額が算定できる覚書内容としており、今後、実際双方が今日やめようと言わない限りずっと続く助成金となっています。

そういったところから、今後、この覚書により、安心して一定の金額ではございま

すが、施設管理に対する町からの助成という部分で一定の金額がこれから永続的に支給できる、助成していけるような文言となっております。

前後いたしますけれども、今回の補正額につきましては、津別福祉会側からの要望額に対して満額の補正額となっていることを申し添えます。

あと、先ほど来、申し上げておりますけれども、覚書を交わさないと交付しない、単的にいきますと覚書を交わすので金額が確定し、町は助成できるということで置き換えていただきたいと思っております。

この覚書につきましては、これ限りの助成というような内容ではなく、施設管理の助成金額を算定し、助成額を確定し、助成し続けるためのものでありますので、今後の運営に何かしら不安を感じている状況だとは思いますが、これで一つ不安材料が払拭されればというふうに思っているところです。

説明足りない部分があるかと思いますが、以上とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内彬君） 説明はしていただきましたけれども、この覚書なるものが、今、説明では覚書を取り交わさなかつたら補助金を交付しないということですけども、この町の津別町の補助金交付要綱によると、当然、これ予算措置して認めたものを実績に基づいて交付するのが当然の話であり、そこに制約をつけて覚書を毎年取り交わすのか、そのあたりわかりませんけども、何か覚書ではなく、お互いにやり取りできる、そういうお互いに尊重しあった要綱なるものを特別にケアハウスとつくり上げるとか、そういう形にできればしていただきたいと思います。

受け取る側にしては、覚書を交わさないからお金を出さないと、そういう上と下の関係に感じるところがあるので、やはり対等に、これあたりお互いに高齢者福祉のために頑張っているという観点からすると、町もお互いに理解しあって健全な運営をやっていただくようにしていただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） 覚書の部分については、重複しますがそのようなことで、町としては算定根拠がないまま助成することができないというところから、その覚書の中で基準を定め、そして先ほど来、申し上げていますとおり永続的に続く

ような覚書となっております。覚書の部分につきましては言葉が違いますけれども、他の法人の部分でいけば、町が有しております特別養護老人ホーム、これを経営移譲する際については協定書のほうを結び、その施設については、もともと町のものでありますので、修繕に係る部分については甲乙協議の上で進めるといったようなことも過去に行ってきております。

先ほど来、覚書の部分については契約書と同じというようなところで、我々もその部分については永続的にこれが続くものということで、より重いものというふうには認識しておりますが、これはあくまでも運営補助ではなく、施設管理に対する補助ということで、町としては、これ以上補助しないとは一度も言っておりませんし、これから運営部分に対する支援についても、永続的に協議していく姿勢は示し続けていけるところでございます。そういう部分で、今後も引き続き津別福祉会とも支援の部分を続けられるように協議のほうはしていきたいというふうに思っておりますが、今回の施設管理に対する助成という部分では、覚書の部分で進めさせていただきたいというようなところで、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 若干、私のほうからも説明を追加させてください。

最初の話で圧力みたいな話があったんですが、それは全く逆の考えであります。というのは、覚書というものに対してなんですが、何かあったときには出しますよとか、支援しますよとか、そういうのも覚書の一つだと思っています。

今回関しましては、令和6年度の予算の中でもボイラーに対する施設補助というのはやってきているところですが、そういう単発的なものではなく、今後の運営において施設がある意味ちょっと大きくなりすぎたということを鑑みまして、言ってみれば、町のほうとして補助を出す理由を一つお互いに確認して、最低の支援は行ないますよということを覚書で交わしたら、この額は必ず出しますと、施設にとっては安心なのかなということで、町としてはそういうことを結びませんかという形です。

今年度の補助につきましては、別に覚書がなくても、ある程度、この金額が足りないですよということで今回補正させていただきましたけれども、今後におきましても、

ある一定の基準で出していきたいという考え方を持っていますので、これについては覚書ができた時点で、また議会のほうにも相談しながら予算がついた上では、この考え方で最低のものは支援したいという形のものをまたお示ししたいと思います。

また、文面の話になるんですけれども、この金額で、なおかつまだ利用料の関係もありますので、それが上がらなくて対応できないような状況のときは、またもちろん相談にのりますよという形のものを入れながら、覚書を交わしたいというふうに考えておりますので、その辺もご承知おきください。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（鹿中順一君） 日程第25、議案第16号 令和6年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第16号につい

てご説明をいたします。

補正条文です。第1条第1項として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,667万5,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほどご説明をいたします。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険基金積立金は、当初見込みよりも利率が上がったことによる補正で、6万6,000円の増額です。

続いて歳入です。

3ページ、4ページにお戻りください。

款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及配当金は、歳出同様の理由で6万6,000円の増額になります。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を、款項の区分ごとに整理したものでございます。

補正総額につきましては、第1項の内容となるものです。

以上、ご説明をいたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第 17 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 26、議案第 17 号　令和 6 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君）　ただいま上程となりました、議案第 17 号についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では介護保険システム改修に伴う負担金の増額、歳入では、これらに伴う補助金と繰入金を増額するものです。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額に 12 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 6 億 9,338 万円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明をいたします。

はじめに、歳出から説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

5 ページ、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、介護保険システム改修に伴う負担金の補正で、12 万 1,000 円の増額です。

続いて、歳入をご説明いたします。3 ページにお戻りください。

款 2 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 介護保険事業補助金は、歳出でご説明いたしました介護保険システム改修分の補助金として 6 万円の増額です。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、本システム改修の町負担分についての繰り入れによるもので、6 万 1,000 円の増額です。

最初の補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を、次ページの第 1 表で款項ごとに整理したものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（鹿中順一君） 日程第27、議案第18号 令和6年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第18号についてご説明申し上げます。

第2条収益的収入及び支出における収入につきましては、水道事業収益を19万9,000円増額し、2億1,399万7,000円とするものです。

第3条資本的収入及び支出における収入につきましては、資本的収入を8万6,000円減額し、1,473万4,000円とし、支出の資本的支出を1,493万4,000円減額し1億2,590万6,000円とするものです。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入につきましては、水道事業収益、営業収益、その他の営業収益、他会計繰入金は、給水装置工事申請に伴う審査手数料の確定によるもので、

17万8,000円の増額です。

営業外収益、雑収益、その他雑収益は、消費税還付加算金の確定により2万1,000円の増額です。

3ページになりますが、資本的収入及び支出の支出につきましては、資本的支出、建設改良費、配水施設設置費、工事請負費は、事業費の確定に伴い1,295万2,000円の減額です。メーター設置費、量水器につきましても、事業費の確定に伴い198万2,000円の減額です。

収入につきましては、資本的収入、他会計繰入金は、一般会計繰入金の繰入基準に係る支出額が確定したことから8万6,000円の減額です。

4ページは、キャッシュ・フロー計算書となります。

今回の補正で最下段の資金期末残高につきましては、5,839万8,000円の増額となり、6億393万4,000円となります。

5ページから7ページは貸借対照表です。

今回の補正により、5ページ、1固定資産合計では3,467万9,000円減額し、2流動試算では5,845万5,000円増額となり、資産合計は28億5,994万4,000円となりました。

6ページの5繰延収益は、2,124万7,000円の増額となりました。

条文にお戻りいただきまして、第4条、他会計からの繰入金及び補助金につきましては、一般会計からの繰入金を建設改良費に充てるものを8万6,000円減額するものです。

以上、議案第18号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（鹿中順一君） 日程第28、議案第19号 令和6年度津別町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいま上程となりました、議案第19号についてご説明申し上げます。

第2条収益的収入及び支出における収入につきましては、下水道事業収益を416万3,000円減額し、5億1,749万円とし、支出の下水道事業費用を832万7,000円減額し5億874万円とするものです。

第3条資本的収入及び支出における収入につきましては、資本的収入を1億5,098万4,000円減額し、1億7,261万6,000円とし、支出の資本的支出を1億5,066万8,000円減額し2億7,128万円とするものです。

3ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、下水道事業費用、営業費用、処理場費及び総係費の委託料は、事業費の確定によるもので469万7,000円と363万円の減額です。

収入につきましては、下水道事業収益、営業外収益、補助金の国庫補助金について、先ほどの支出の減額に伴う補助額の確定によるもので、416万3,000円の減額です。

5ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出につきましては、資本的支出、建設改良費、特環建設改良費の委託料については、事業費の確定に伴い 1,472 万円の減額、工事請負費は今年度補助事業の採択にならなかったものを含み、事業費の確定に伴い 1 億 2,796 万 9,000 円の減額です。

個別排水建設改良費の委託料につきましては、事業費の確定に伴い 64 万 9,000 円の減額。工事請負費につきましても事業費の確定に伴い 733 万 7,000 円の減額です。

企業債償還金につきましては、支払額確定に伴う調整費として 7,000 円の増額です。

続きまして、4 ページの収入につきましては、資本的収入、企業債は、先ほどの建設改良費の減によるもので 7,050 万円の減額、国庫補助金につきましても同様に補助対象事業費分で 8,028 万 4,000 円の減額です。

負担金等、受益者分担金につきましては、個別排水浄化槽の設置件数の確定により 20 万円の減額です。

6 ページはキャッシュ・フロー計算書になります。

今回の補正で最下段の資金期末残高につきましては、8,092 万 3,000 円の増額となり、1 億 7,056 万 1,000 円となります。

7 ページから 9 ページは貸借対照表です。

今回の補正により、7 ページ、1 固定資産合計では 3 億 1,590 万 9,000 円減額となり、資産合計は 55 億 5,943 万 6,000 円となりました。

8 ページの 5 繰延収益は、1 億 7,131 万円の減額となりました。

条文にお戻りいただきまして、第 4 条は企業債の変更ですが、先ほどの資本的収入で説明させていただきました企業債の変更について、次のページの別表 1 により整理しております。

以上、議案第 19 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会します。

明日は午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時 4分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員